法第４０条、岐阜県建築基準条例第２３から２８条（特別の配慮を要する特殊建築物）

特別の配慮を要する特殊建築物の運用細目

１．適用の範囲（条例第２３条）

① 利用者が特定の地域住民に限定できる地区公民館、地区集会場等で、延べ面積が２００㎡以下のものは、原則として条例第２４条から第２７条までの規定を適用しない。

② 学校の部室のうち、茶道、華道等の部室のように継続して使用される室については条例第２４条から第２７条までを適用するが、更衣や器具収納など継続して使用されないものには適用しない。

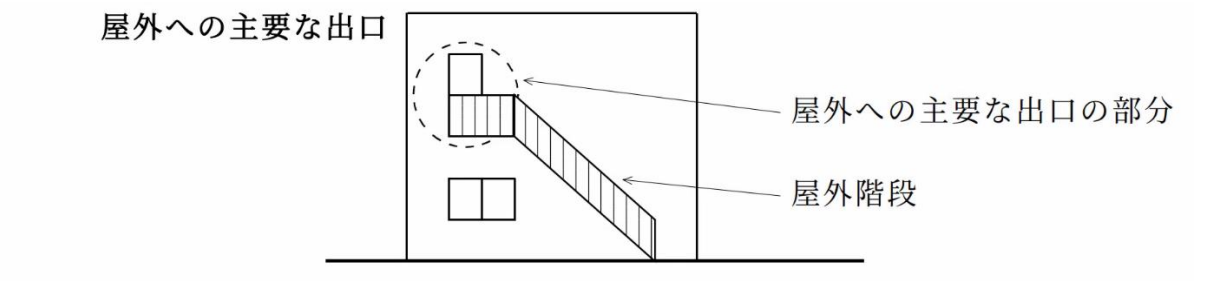
③ メゾネット型共同住宅の場合、第２６条及び第２７条の規定は共用の階段及び廊下に適用し、住戸内の階段及び廊下には適用しない。

④ 法第８７条第２項及び第３項の規定により、用途変更部分についても条例第２４条から第２７条までの規定を適用する。

２．傾斜路の構造（条例第２４条）

① 法に道路の規定がない都市計画区域外においては、火災等の場合に高齢者、障害者等が当該建築物からすみやかに避難する趣旨から、条例第２４条本文の道は、人が日常的に出入りする避難上支障のない道をいう。

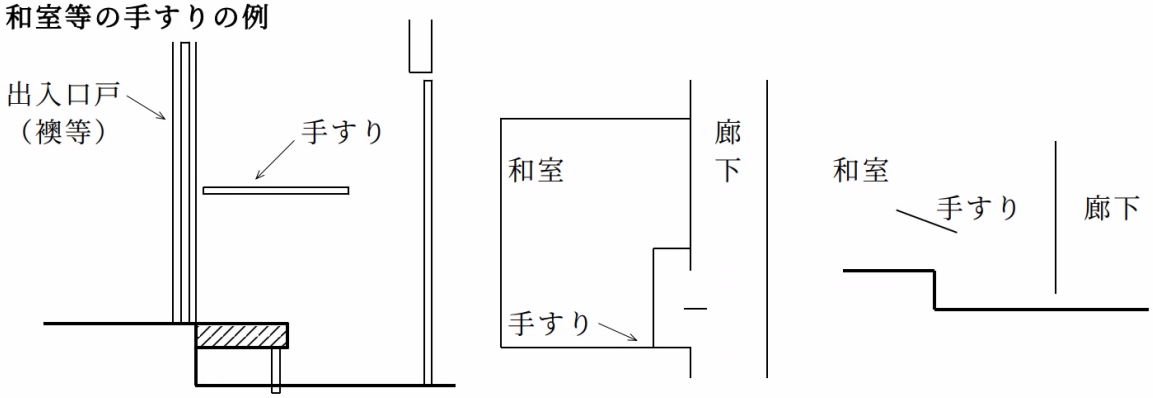
② 利用者の用に供する屋外への主要な出口が避難階以外にあり、屋内階段等による内部経路がなく、当該出口と道の間に高低差がある場合は、傾斜路を設けなければならない。



３．出口の構造（条例第２５条）

①　集会場の和室や飲食店の和風座敷などの出口の上がり框等の段差部分については、一般的に当該室が車いすでは利用されないため、高齢者等の円滑な避難のために有効な手すりを設ける等により傾斜路と同等以上に安全上支障がない場合は、条例第２５条第３号の規定に抵触しないものと扱う。

和室等の手すりの例

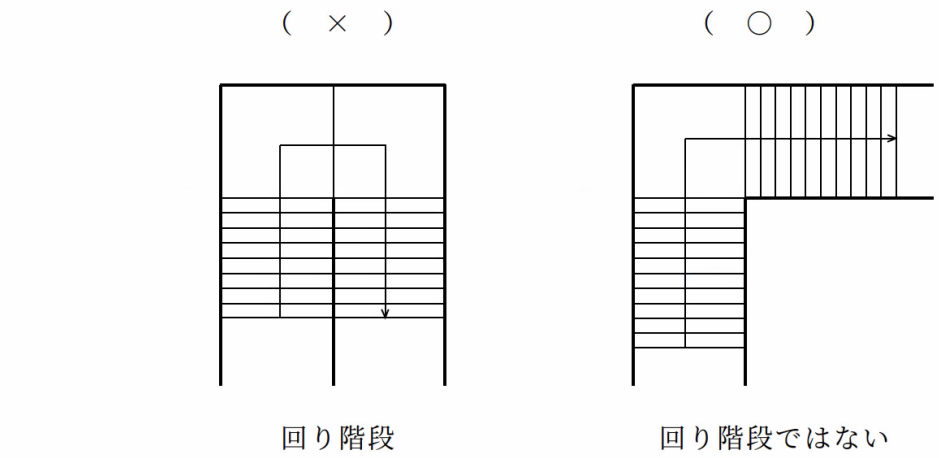


②　共同住宅の場合、条例第２５条第１号の規定は各戸からエレベーターホールや郵便受け等を有する共用部分の出口に適用し、同条第２号の規定は各戸からの主たる出口に適用する。

４．階段の構造（条例第２６条）

①　折り返し階段で踊場中央に段差がある場合は、条例第２６条第１号に規定する回り段と扱う。

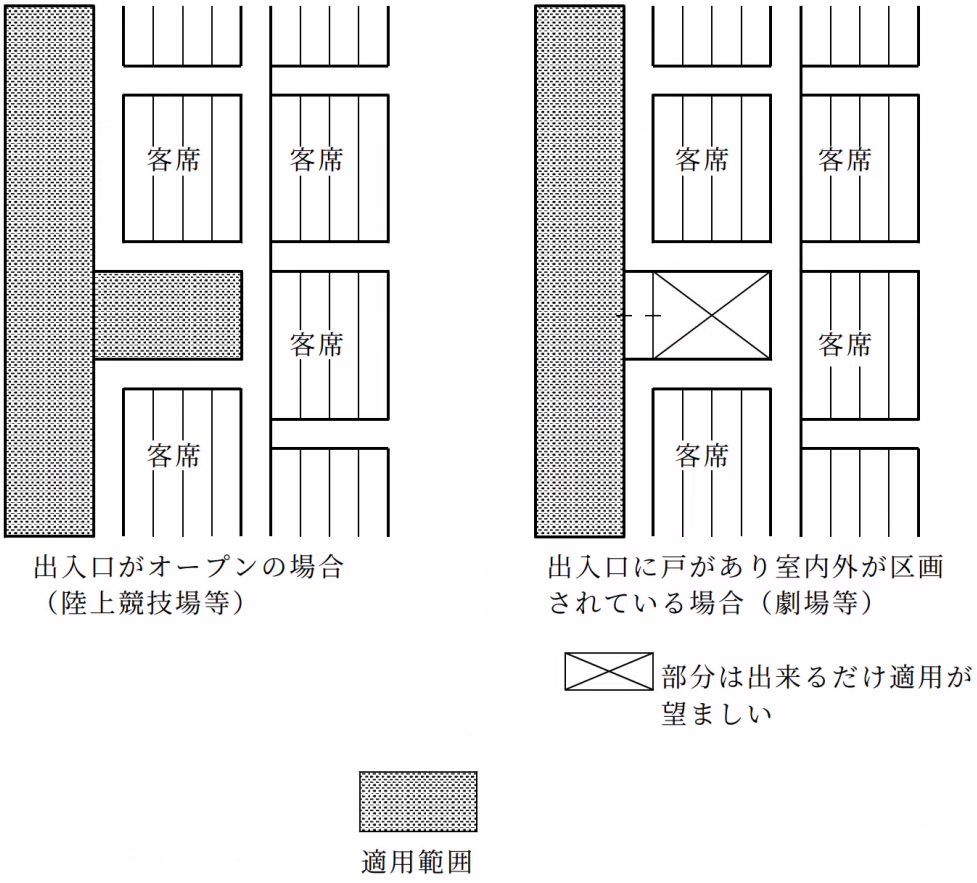
回り階段



５．廊下の構造（条例第２７条）

①　観覧場などの客席内の通路には条例第２７条の規定の適用はないが、ロビー等及びロビー等から客席までの部分には条例第２７条を適用する。

観覧場等の廊下の範囲



②　条例第２７条第２号の高低差がある場合とは段差の前後に廊下が連続する形態におけるものをいい、独立した機能がある階段室などは、経路における廊下の高低差とは扱わない。